

8 農 整 第 287 号

令 和 8 年 5 月 7 日

県南農林事務所長 様

農林水産部長

県営土地改良事業計画について（依頼）

県営踏瀬長峯地区農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業（一般型））計画について、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 7 項で準用する同法第 87 条の 2 第 8 項の規定に基づく公告を掲示するよう関係市町村長宛依頼願います。

なお、縦覧期間満了後はその結果について報告するとともに、意見書の提出があった場合には、遅滞なく当該意見書の原本を提出してください。

また、令和 6 年 7 月 12 日付 6 農整第 464 号で通知したとおり、公告についてはインターネットによる公表を行いますので申し添えます。

（事務担当 農村計画課 主事 遠藤 電話 8-11-201-3354）

公 告

このたびは泉崎村の踏瀬長峯地区を受益地域とする農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業（一般型））を県営土地改良事業として施行したいので、土地改良事業の計画の概要につき泉崎村長と協議するにあたり、土地改良法第 87 条の 3 第 7 項で準用する同法第 87 条の 2 第 8 項の規定により下記事項を記載した書類とともに、この旨を公告します。

なお、この土地改良事業計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事宛意見書を提出してください。

令和 8 年 5 月 13 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

記

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画概要書
- 2 縦 覧 期 間 令和 8 年 5 月 14 日から令和 8 年 6 月 2 日
- 3 縦 覧 場 所 泉崎村役場
- 4 意見書の提出方法等
 - (1) 意見書の提出方法
 - ① 持参、郵送、ファックス又は電子メールによること。
 - ② 様式、用紙規格は任意とする。
 - ③ 口頭又は電話での意見は受け付けない。
 - (2) 意見書の記載事項
 - ① 意見書の提出年月日
 - ② 意見提出者の氏名（団体の場合は、団体の名称及び代表者氏名）及び住所（団体の場合は主たる事務所の所在地）
 - ③ 電話番号（電子メールの場合は、メールアドレスも記載。）
 - ④ 当該土地改良事業名
 - ⑤ 当該土地改良事業の計画の概要に対する意見
 - (3) 意見書の提出先
 - ① 郵 送：〒961-0971 白河市昭和町 269 番地
県南農林事務所農村整備部農地計画課
 - ② ファックス：0248-23-1590
 - ③ 電子メール：seibi.af03@pref.fukushima.lg.jp